

(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

① 改正健康増進法の規制(経過措置)

◆ 国資料を基に作成

- ・飲食店は、原則屋内禁煙(喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)
- ・ただし、既存特定飲食提供施設においては、別に法律で定める日までの間、標識の掲示により喫煙可(経過措置)

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

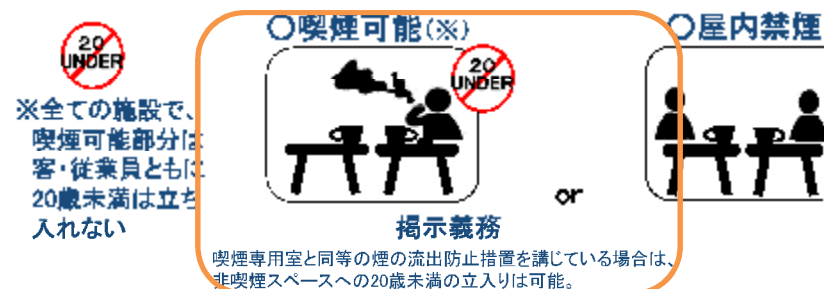
		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店	(喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

○ 既存特定飲食提供施設

- ① 個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)
- ② かつ、客席面積100㎡以下の飲食店

⇒ 標識の掲示により喫煙可

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

②-1 既存特定飲食提供施設の考え方

◆ 国資料を基に作成

○ 既存の飲食店(※)のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

○ その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。

○ 「資本金については、中小企業基本法における中小企業(飲食店)の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

○ また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「客席面積100㎡以下」を要件とする。

○ また、「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

②-2 既存特定飲食提供施設の考え方(資本金要件)

◆ 国資料を基に作成

- 資本金1,000万～5,000万円未満の企業においては、1店舗あたりの経常利益は約1.6百万円と推計。経営規模が小さく、直ちに喫煙専用室を設置(※)することが、事業継続に影響を及ぼしうる。

※喫煙専用室の設置金額の平均値(厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金」の基準を満たすもの): 約208万円

- 一方、資本金5,000万円～1億円未満の企業においては、1店舗あたりの経常利益は約4百万円と推計され、喫煙専用室を設置する経営規模があるものと想定される。また、平均約11店舗を有していることから、店舗ごとに屋内禁煙店舗とするか喫煙専用室設置店舗とするかについて選択の幅が広い。

(平成24～28年度調査の平均)	資本金			
	1,000万円未満	1,000～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1～10億円未満
①1企業あたりの売上高(平均)	約62.8百万円	約281.2百万円	約1,249百万円	約8812.6百万円
②1企業あたりの経常利益(平均)	約△0.1百万円	約4.9百万円	約45.5百万円	約247.4百万円
③資本金別の平均店舗数	約1.3	約3.1	約11.3	約52.6
④1店舗あたりの売上高(平均) (①÷③)	約48.3百万円	約90.7百万円	約110.5百万円	約167.5百万円
⑤1店舗あたりの経常利益(平均) (②÷③)	約△0.1百万円	約1.6百万円	約4百万円	約4.7百万円

※平成24～28年度法人企業統計、平成26年経済センサス基礎調査をもとに推計。

(参考) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における中小企業(飲食業)の定義

⇒ 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※中小企業基本法と同様の定義を用いる法律

- ・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)
- ・中小企業経営等強化法(平成11年法律第18号)
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)等多数

(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

②-3 既存特定飲食提供施設の考え方(面積要件)

◆ 国資料を基に作成

- 既存特定飲食提供施設の面積については、
- ・すでに施行及び制度運用されている、神奈川県・兵庫県の受動喫煙防止条例が参考になること
 - ・両条例においては、飲食店の経営への影響等に配慮し、概ね客席の面積が100㎡以下(※)といった場合に特例措置を講じていること
- などから、「客席面積100㎡」を要件とする。

(※) 神奈川県「公共的施設における受動喫煙防止条例」において、受動喫煙対策の実施が努力義務となる対象事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100㎡以下の飲食店

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」において、店内の全部を喫煙区域とすること等ができる対象客室(個室を除く。)の面積が100㎡以下の飲食店

(参考) 飲食店においては、面積が大きいほど売上が高い店舗が多くなる傾向がある。このため、喫煙専用室を設置する経営規模があることを判断するにあたっては、ある程度の規模の面積を有していることが指標になる。1店舗あたりの売上高(※色付きは面積区分ごとに最も分布が多い部分)

		1店舗あたりの売上高 (※色付きは面積区分ごとに最も分布が多い部分)					計
		①2,000万円未満	②2,000～3,000万円未満	③3,000～5,000万円未満	④5,000～1億円未満	⑤1億円以上	
面積	延床50㎡未満	56%	15%	7%	15%	8%	100%
	延床50～100㎡未満	31%	18%	15%	14%	23%	100%
	延床100～200㎡未満 (客席約65～130㎡相当)	19%	11%	20%	30%	21%	100%
	延床200～300㎡未満	15%	13%	17%	17%	37%	100%
	延床300㎡以上	7%	3%	8%	20%	61%	100%

※ 生活衛生関係営業経営実態調査(一般食堂、料理店、中華料理、喫茶店)の調査結果を合算集計

※ 延床面積に対する客席面積の割合は、いくつかの自治体に調査を実施し算出

(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

②-4 既存特定飲食提供施設の考え方(「既存」の考え方)

◆ 国資料を基に作成

- 「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、
- ① 法律の施行前から事業を継続しているか否か **(事業の継続性)**
 - ② 経営者が同一である、またはそれと同等とみなしうる者かどうか **(経営主体の同一性)**
 - ③ 店舗が物理的に同一か否か **(店舗の同一性)**
- 等を踏まえて総合的に判断する。

「既存」に該当する具体例	「既存」に該当しない具体例
・子供が店舗を相続した場合等の実質的に経営主体が同一とみなせる場合	・同一店舗でも全く別の経営主体が新たに開設する場合

(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

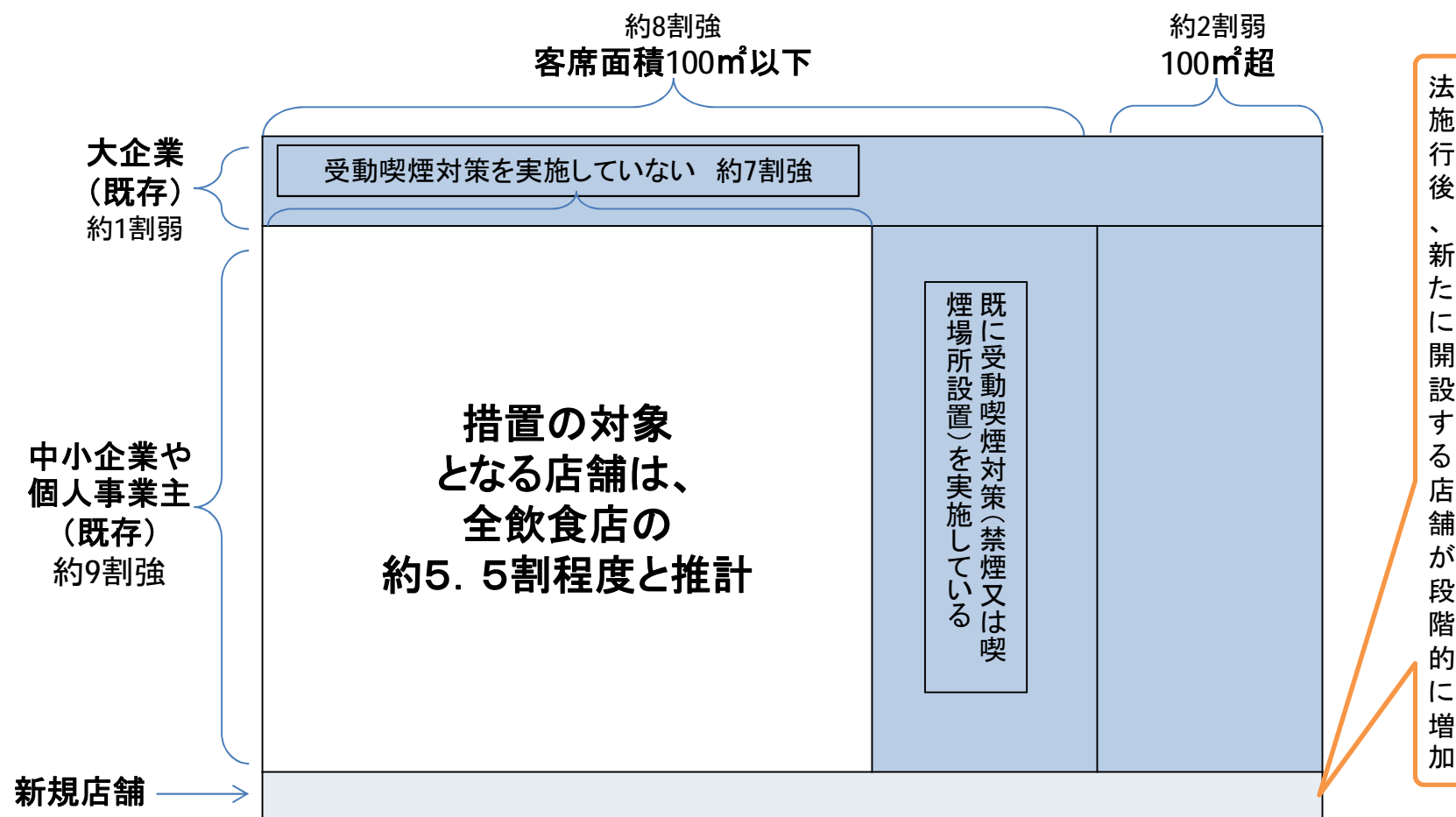
③ 既存特定飲食提供施設の範囲

◆ 国資料を基に作成

○ 既存特定飲食提供施設(中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの)として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計。

○ なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強。

《経過措置の対象となりうる飲食店の割合(推計)》



(1) 規制の対象となる飲食店等の範囲について

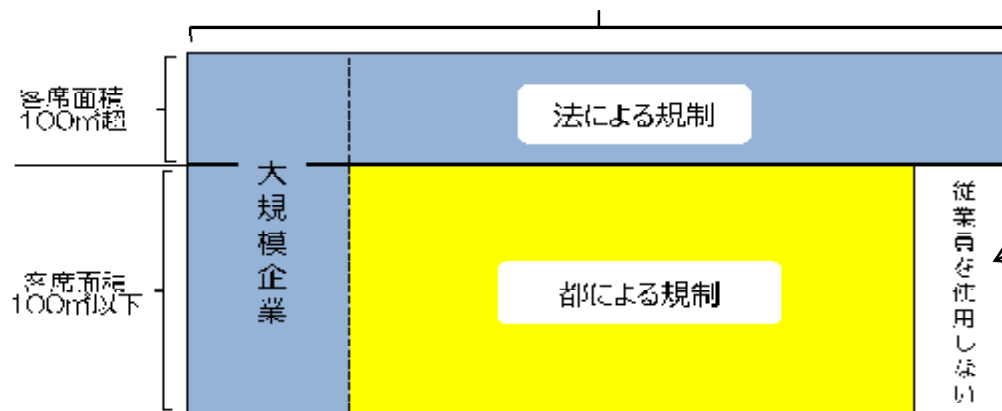
④ 東京都の規制の状況(東京都受動喫煙防止条例:2018.7) ◆ 東京都の資料を基に作成

- ・飲食店は、原則屋内禁煙(喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可) ※法による規制
- ・ただし、従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる
- ⇒ **喫煙可** ※東京都独自の規制

施設の種類	改正法	都条例
上記以外の多数の者が利用する施設 (例)老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内のみで喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる

●飲食店の規制内容 ※イメージ図

既存飲食店



・約16%が原則屋内禁煙の例外
(約84%が屋内禁煙)
※新聞報道より

《参考》

・法の規制では、約55%が例外
(約45%が屋内禁煙)